【参考】役員・評議員の選任に関する事務の流れ

１　理事及び監事の選任について

（１）社会福祉法人として確認すべき理事、監事の資格等（社会福祉法（以下、法）第４４条より）

　　　・欠格事由に該当していない。

　　　・暴力団員等の反社会的勢力の者でない。

・監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねていない。

・理事は６人以上、監事は２人以上。

・理事のうちには、次に掲げる者が含まれている。

①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

②法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

③施設を設置している場合には、当該施設の管理者

・監事のうちには、次に掲げる者が含まれている。

①社会福祉事業について識見を有する者

②財務管理について識見を有する者

・ある理事について、理事の中にその理事と特殊の関係がある者が３人を超えて、又は理事の総数の３分の１を超えて含まれていない。

・監事について、役員の中にその監事と特殊の関係がある者が含まれていない。

（２）役員選任の流れ

理事会

・監事の過半数による監事選任議案に関する同意

・新理事、監事の選任について、評議員会に諮るための決議

定時評議員会（欠員補充の場合は随時の評議員会）

・新理事、監事の選任について決議

新理事、監事

・就任承諾書等による就任の意思表示

理事会（任期満了に伴う理事の交代の場合）

・新理事長の選任について決議

２　評議員の選任について

（１）社会福祉法人として確認すべき評議員の資格等（法第３９条、４０条より）

　　　・社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者である。

　　　・欠格事由に該当していない。

　　　・暴力団員等の反社会的勢力の者でない。

・役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねていない。

・評議員の数が、定款で定めた理事の員数を超える。

・ある評議員について、評議員の中にその評議員と特殊の関係がある者が含まれていない。

・ある評議員について、役員の中にその評議員と特殊の関係がある者が含まれていない。

（２）評議員選任・解任委員会を置く場合の事務について

評議員の選任については、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任するとされています。（ただし、理事又は理事会が評議員を選任する旨の定めは無効です。）

　　　定款において、評議員選任・解任委員会を置くとした場合、次のような事務が発生します。

　　　ア　定款に評議員選任・解任委員会を位置付け、委員を選任する。

　　　　　評議員選任・解任委員会について、委員構成や運営方法（別に規程で定めるとする場合も含む）を定め、評議員の選任は評議員選任・解任委員会の決議によって行う旨を規定します。

　　　イ　選任した委員の任期満了又は欠員が生じた場合に、新たな委員を選任する。

（３）評議員選任の流れ

　以下は、定款例の内容で評議員選任・解任委員会を置くこととした場合の評議員選任の流れです。欠員補充の場合も含みます。

理事会

・新評議員の推薦について、評議員選任・解任委員会に諮るための決議

評議員選任・解任委員会

・新評議員を適任と判断した理由について説明

・新評議員の選任について決議

新評議員

・就任承諾書等による就任の意思表示